

2020年4月1日より「慢性頭痛のオンライン診療」が保険適用となりました。

世界的な COVID-19 の感染拡大の影響で、日本においても緊急事態宣言が発出され、オンライン診療の運用も感染対策のため、厚生労働省は感染拡大の抑制と医療崩壊対策のひとつとして、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療について」の項をホームページサイトに設置しました。これまでの「電話等再診」および「オンライン診療」は、一定の施設基準が設けられ、適用疾患を限定し、その運用に細かな規制がありましたが、その規制は COVID-19 が感染拡大し都心部からはじまった全国の医療崩壊が進むにつれて順次解除されていきました。

「オンライン診療」は、インターネットが普及した現代、まもなく到来する5G 社会を意識し「通院患者にとって利便性の高い診療サービスの一つ」という位置づけにありましたが、COVID-19 が蔓延し、マスクをはじめ医療従事者の個人用防護具(PPE)などの医療資源の不足および院内感染が起こっている現状において、その有用性は一変して世界に注目されています。

- 非対面診察(医師-患者双方にとっての感染リスクを回避可能)

- 防護具なしでの診療(医療物資の不足対策)

- STAY HOME の厳守(社会に対する貢献)

- COVID-19 蔓延フェーズにあっても、慢性疾患の治療継続が可能となる「オンライン診療」は、新型コロナウイルスとの過酷な戦いに立ち向かう有効な対抗手段と考えられます。今後 COVID-19 感染者が増加し、その後ひき続いて増える退院患者の通院が更に感染者を増やすことはいうまでもありません。また、COVID-19 院内感染がおきた医療機関が封鎖された場合、通院していた COVID-19 濃厚接触と疑われる患者を引き継ぐ医療機関が感染リスクを回避しながら継続診療する為にも、来院を必要としないオンライン診療は不可欠なツールになります。さらにオンライン診療を院内で活用すれば、外来のインターネット環境を整えることで、発熱外来にカメラ・マイク付きの PC モニターを設置して発熱患者と非対面で別室にいる医師がスマートフォンの Face Time, Skype, Teams, Zoom などを利用して PPE なしで COVID-19 疑い患者を診療することが可能となります。

2020年4月10日以降、全ての医療機関において(大学病院・クリニックなどの区別なく)、COVID-19 疑い患者を含めほぼ全ての疾患に対し、電話等再診・オンライン診療および、初診・再診にかかわらず行うことができるようになりました。このことを国民に周知するために2020年4月24日厚生労働省はホームページに対応医療機関リストを掲載しております。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/kenkou/iryou/iryou/rinsyo/index_00014.html)

但し、これらは時限的取り扱いのため、今後 COVID-19 の動向によっては3ヶ月毎に見直しがあるため、随時厚生労働省からの通達には注意を要します。しかし、COVID-19 の収束までにどのくらいの年月を要するか全く目処は立たず、「慢性頭痛のオンライン」どころか「オンライン診療」そのものがどのように運用されていくかわかりません。そこで、2020年4月1日時点ではなく、4月30日時点のオンライン診療の始め方を示します。

※電話等再診:臨時での電話やアプリ・テレビ電話での受診のこと。

オンライン診療:予約をとってする定期的な電話やアプリ・テレビ電話での受診のことを意味します。

新型コロナウイルス対策として厚生労働省より通知されている内容は以下を参照してください。

- ・厚生労働省保険局医療課発出事務連絡(令和2年2月28日)「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その2)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000602230.pdf>

- ・厚生労働省保険局医療課発出事務連絡(令和2年3月2日)「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その3)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000602503.pdf>

- ・厚生労働省医政局医事課厚生労働省医薬・生活衛生局総務課発出事務連絡(令和2年4月10日)「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>

- ・厚生労働省保険局医療課発出事務連絡(令和2年4月10日)「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000620873.pdf>

上記の通知により、疾患や対象患者の条件、定期的な医学管理かどうかを問わず、初診から電話等での受診が許され初診料214点を算定することが可能になりました。再診は、電話等再診料73点と処方箋料を算定することが可能です。また処方も可能。調剤技術料および薬剤料も算定できます。薬剤服用歴管理指導料等は、電話や情報通信機器を用いて適切な指導を行っており、その他の要件を満たしていれば算定できます。(その他、特定疾患療養管理料(注に記載のある疾患)などの「電話や情報通信機器を用いた場合」各種医学管理料の代替として147点の算定(月1回まで)が可能です。療養の給付と直接関係ないサービス等の費用(郵送料や情報通信機器設置にかかる費用として各医療機関が設定)を別途請求可能です。(患者への説明と同意が必要。関係各位に要確認))

● 医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

<https://www.mhlw.go.jp/content/000624983.pdf>

注:

外来の場合

病床数 200 床未満		病床数制限なし	
名称	届出	名称	届出
特定疾患療養管理料	不要	てんかん指導料	不要
生活習慣病管理料	不要	難病外来指導管理料	不要
地域包括診療料	必要	糖尿病透析予防指導管理料	必要
認知症地域包括診療料	必要	小児科療養指導料	必要

以下はオンライン診療を行うに際し、有用な情報を紹介しており、ご参照ください。

○新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的特例的な取扱について」をわかりやすく説明したリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621727.pdf>

○米国のアレルギー学会がオンライン診療の診察方法動画を紹介しています。

<https://www.youtube.com/watch?v=4hRObfNvDvc&feature=youtu.be>

○IT 導入補助金

<https://www.it-hoio.jp>

○オンライン診療研修実地概要・厚生労働省/オンライン診療研修・緊急避難薬の処方に対する研修

<https://telemet-training.jp/entry>

○新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療所・病院のプライマリ・ケア初期診療の手引き(2020年4月30日改定 v.s.2.0:日本プライマリ・ケア連合学会)

<https://www.pc-covid19.jp/files/guidance/guidance-2-0.pdf>

※ 以上の記載内容は時限的かつ流動的なため、各医療機関において電話等再診およびオンライン診療を始める際は、随時関係各位に確認しながら行ってください。本学会は、本文に基づき行った行為により生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。